しんまちだよりネットワーク版

【地域包括ケアシステムの中の医療④】

訪問看護について

在宅療養では医療スタッフが常時いてくれるわけではありません。訪問看護は急な病状変化の対応や療養上の相談にのってくれる心強い存在です。今回は訪問看護ステーションの看護師に説明をいただきます。

訪問看護を受けたいときは…訪問看護の利用に年齢制限はありません。介護保険の認定を持っている方は担当のケアマネジャー、または地域包括支援センターに相談してください。介護保険の対象でない方は主治医に相談してください。主治医が「訪問看護指示書」を発行します。指示書が届くと訪問看護ステーションと患者様・ご家族とご利用開始に向け調整を開始します。

訪問看護はどこから来てくれるのか？…病院や診療所から訪問看護に伺う場合もありますが、多くは地域にある訪問看護ステーションから看護師が伺います。

訪問看護は何をしてくれるのか…医師の指示のもと、療養上の世話、診療の補助等を行います。具体的には①病院から退院後、特別な処置が必要になった場合（在宅酸素、胃ろうや点滴、尿管カテーテルの管理）、②療養相談（栄養がとれない、薬を飲み忘れることが増えた、転びやすいなど）③ターミナルケア（痛みや倦怠感の緩和、精神的な支援）などへの対応、④リハビリテーション（運動機能の回復や関節拘縮予防など）、⑤主治医への報告や相談も行います。その他、病状不安定な方や、終末期の方には 24 時間緊急対応をとる場合もあります。

ご自宅での看取りを選択した時は…「最期をどこで迎えるのか」についてはご本人・ご家族の合意が必要です。ご自宅でのお看取りはご家族にも心の準備と負担があることの覚悟が必要です。回復の見込みがなく自宅で自然な死を迎えることを選択した場合、容体が急変しても救急車は呼ばず、訪問診療医や訪問看護師へ連絡し指示を仰ぎます。訪問看護師は在宅看取りを選択した家族を精神面でもサポートします。死亡後のケアとして訪問看護師がエンゼルケア（個人の尊厳を大切にした死後の処置）を行うこともできます。

府中市内には訪問看護ステーションが点在しており、地域に密着した医療サービスが提供できることで、迅速な緊急対応ができ在宅療養を受ける側の安心感にもつながっています。

健康なうちは病気になったり、寝たきりになったらどうしたいのかを考えることがあまりないかもしれませんが、もし、あなたが 65 歳以上の高齢者だったら、心の準備もかねて自分の希望を考えまとめ、家族に伝えておくことをお勧めいたします。

協力：しんまち訪問看護ステーション

地域包括支援センターしんまち　TEL042-340-5060　FAX042-340-5622
e-mail : sinmachi-kg@t-kenseikai.jp　　ネットワーク担当　野中

2021 年 8 月 1 日発行